

2022年度



家を持つなら
越前市

最大 **140** 万円
補助!

越前市新住宅取得推進事業補助金

基本額 30万円 **加算最大 110万円**

居住誘導区域内、中心市街地で自ら居住するために住宅を取得する人に取得費用の一部を補助します。
(該当するかどうかは建築住宅課までお問い合わせください。)

※新築住宅を建築される方は、必ず工事請負契約前に 申込書を提出してください。
書類による申込み前に契約・着工した場合は対象となりませんのでご注意ください。



補助金額 = (取得費用 - 対象外経費) × 1/10 (基本額最大 30万円)

下記に該当する場合、**基本額に加算額を加えた額が補助上限金額**となります。

中心市街地内に住宅を取得する場合	最大 30 万円加算
申請者が新婚夫婦※ 1 である場合	最大 30 万円加算
申請者が転入者※ 2 である場合	最大 20 万円加算
市内業者が施工する場合	最大 20 万円加算
18 歳未満の子ども 3 人以上と同居する場合	最大 10 万円加算

※ 1 4/1 時点で婚姻から 3 年経過しない夫婦

※ 2 福井県内他市町から：4/1 時点で越前市に転入して半年を経過していない者
福井県外から ：4/1 時点で越前市に転入して 3 年を経過していない者



申込・申請方法

※予算額に達した場合は、上記締切より早く締め切ることがあります。
対象要件、手続の流れ及び申込等添付書類については裏面をご確認ください。

申込締切

新築住宅を建築する場合
2022年12月23日まで

申請締切

建売住宅・中古住宅を購入する場合
2023年3月15日まで



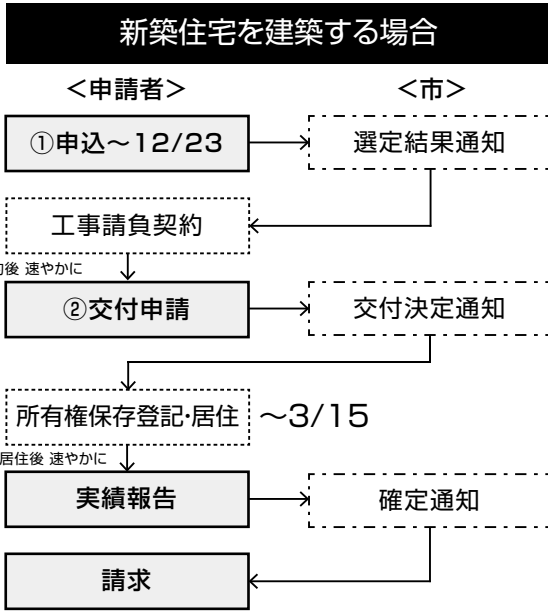
☆申込書及び申請書は以下のページからダウンロードできます。(QRコードからも読み取れます)
http://www.city.echizen.lg.jp/office/070/040/teijyu/jyutaku_kinkyu.html



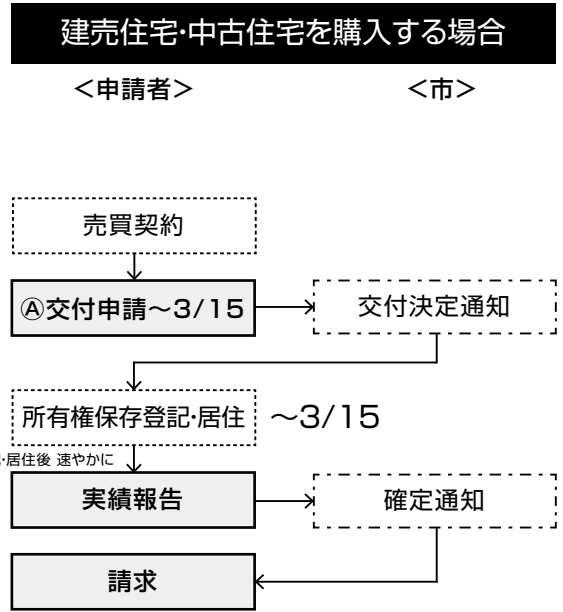
上記以外にも住まいの補助制度を各種ご用意しています。詳しくはお問い合わせください。

<手続の流れ 申込等添付書類>

手続の流れ



※必ず工事請負契約前に申込書を提出してください。
※補助金交付額は交付申請後に決定します。



※必ず住宅引渡し前に申請書を提出してください。

① 申込

申込書 添付書類

- ・付近見取図及び各階平面図
- ・身分証明書の写し

② 交付申請

交付申請書 添付書類

- ・配置図、各階平面図及び立面図
- ・工事請負契約書の写し
- ・事業費内訳書(補助対象事業費の内訳が分かるもの)
- ※ 納税証明書(市税に滞納なし)
- ※ 戸籍の附票、住民票抄本等(転入者である場合)
- ・支出証拠書類(契約締結前の支払いがある場合)
- ・その他の書類が必要となる場合があります。

④ 交付申請

交付申請書 添付書類

- ・付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図
- ・売買契約書の写し
- ・事業費内訳書(補助対象事業費の内訳が分かるもの)
- ・当該住宅の写真(台所、風呂及び便所並びに外観)
- ・当該住宅が耐震性を有することを確認できる書類(着工年月が分かる書類、耐震診断報告書等)
- ・耐震改修誓約書(耐震性を有することを確認できない場合)
- ・身分証明書の写し
- ※ 納税証明書(市税に滞納なし)
- ※ 戸籍の附票、住民票抄本等(転入者である場合)
- ・支出証拠書類(契約締結前の支払いがある場合)
- ・その他の書類が必要となる場合があります。

建売住宅・中古住宅を購入する場合は、
申込は必要ありません



添付書類

※公簿での調査に同意すれば添付省略可となる場合があります

対象要件

- ・次の①②③のいずれかに該当すること ※2022年4月1日時点の年齢
- ①申請者の年齢が40歳未満 ②住宅居住時に18歳未満の子1人以上と同居する子育て世帯 ③中心市街地内に住宅を取得する者
- ・対象住宅の所有者になること(共有名義の場合は、持ち分が1/2以上であること)
- ・対象住宅に生活の本拠を置き、定住する意思があること
- ・2023年3月15日までに所有権の保存登記の受付が完了し、居住を開始していること
- ・対象住宅の延べ床面積が75㎡以上であること(中心市街地の場合は40㎡以上)
(兼用住宅である場合は、住宅部分が半分以上かつ住宅部分の延べ床面積が75㎡以上、中心市街地は40㎡以上であること)
- ・対象住宅は、台所・風呂・便所を設けていること
- ・対象住宅が昭和56年5月31日以前に着工されている場合、耐震補強プランを作成すること
- ・対象住宅の取得に対する対価を支払っていること
(2親等以内の親族からの取得、相続・贈与等による取得、移転補償費による取得を除く)
- ・過去に越前市の住宅取得の補助を受けた住宅ではないこと
- ・市税に滞納がないこと
- ・補助対象事業費が国若しくは県の補助金又は市の補助金を受けていないこと(受ける予定がないこと)
- ※補助金等の併用が可能かどうかご不明の場合は、市にお問い合わせください。

対象外経費

- ・土地の取得費
- ・既存建物及び工作物の解体撤去費
- ・敷地造成、門、塀、その他の外構工事費
- ・造り付け以外の家具、家電製品、その他備品の購入・移転費用
- ・その他市長が不相当と認める費用